

実務対応報告公開草案第 26 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に関する  
コメント

平成 19 年 4 月 17 日  
公認会計士 大島康一

Q5 について

信託の会計処理に関する実務上の取扱い(案) Q5 の「1. 委託者兼当初受益者が単数である場合」(1) 原則的な取扱い におき、Q3A3(1) に準じた処理を行う旨が定められている。

すなわち金銭以外の信託の受益者は期末において、信託財産のうち持分割合に相当する部分を資産及び負債として計上し直接保有する場合と同様に会計処理する旨が記載されている。

受益者が多数とならない場合において、仮に他から受益権を譲り受けた受益者における投資額と、投資の対象となった信託財産の資産及び負債の純額に対する持分割合とに差額(いわゆる投資差額)が生じた場合には、どのような処理を行うのかを示していただきたい。今後、事業再編スキームとして事業信託を活用することが想定され、かような事態も生じると考えられるが、どうか。